

令和 6 年 6 月 5 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 鈴 木 修 一

京丹後市監査委員 多 賀 野 一 彦

京丹後市職員措置請求に基づく監査結果

令和 6 年 4 月 1 0 日付で提出された地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく京丹後市職員措置請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は法 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を欠いているものと判断し、本件請求を却下します。

記

第 1 サンカイカンについて

1 請求の要旨

京丹後市は京丹後市久美浜総合交流販売施設（以下、「サンカイカン」という。）の指定管理者として、株式会社 A 社（以下「A 社」という。）を指定している。A 社は株式会社 B 社（以下「B 社」という。）との間で、サンカイカンの管理運営に関して業務提携書を締結している。京丹後市と A 社は「京丹後市久美浜総合交流販売施設の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結しているが、その基本協定書第 1 5 条第 1 項の規定に反して違法である。また、A 社と B 社との間で締結している業務提携書は、B 社を不当に利する内容となっており、A 社及び株主である京丹後市の利益を侵害している。京丹後市が A 社の代表取締役に対して、会社法の規

定による損害賠償請求をしないことは財産の管理を怠るものである。

以上のことから、A社とB社との間で締結した業務提携書を解除すること、A社の筆頭株主である京丹後市は、A社の代表取締役に対して損害賠償を求める株主代表訴訟を提起すること、サンカイカンの管理に関してA社の指定管理を取り消すことを求めているものと解されます。

2 請求書の補正

本件請求書に請求人らの主張に対する添付書類の関連付けの補正及び添付漏れの書類の提出を求め、令和6年4月30日に補正書類が提出され受理しました。

3 受理できない理由

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財産の管理を怠る事実等の違法・不当な財務会計上の行為等があると認められるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できる旨を規定しています。本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る行為によって、当該団体に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合において、当該行為の執行を防止・是正するのが趣旨であります。

今回の住民監査請求は、サンカイカンの指定管理者であるA社が基本協定書に違反し、B社と業務提携書を締結していることについて、業務提携を解除することを求める請求と、A社がサンカイカンの管理運営に関してB社と締結した業務提携書の内容について、A社が不利な契約となっており損害を受けているため、A社の筆頭株主である京丹後市は、株主としてその投資資産に対する損害を被っていることについて、株主総会で議題を提出し議決権を行使するなど、適切に株主としての権利を行使することを求める請求及びA社がB社と業務提携していることは基本協定書に違反し、指定管理者制度の趣旨から没却していることから、京丹後市に対してA社の指定管理を取り消すことを求める請求であります。

前述のとおり住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は、職員による財務会計上の行為又は怠る行為が京丹後市に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合に、非違の防止・是正の措置を求めるものですが、京丹後市はA社に対し、指定管理施設の管理運営経費である指定管理委託料を支出した事実はなく（新型コロナウイルス感染症対策及び燃料費物価高騰対策に係る指定管理料を除く。）、今回の住民監査請求の内容においても、財務会計上、京丹後市に損害が発生している事実の是正を求める内容は含まれておりません。

以上のことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させることを目的とした住民監査請求の対象となるものでなく、法第242条第1項の要件を満たしていないため、本件請求を却下します。

第2 久美の浜みなと悠悠について

1 請求の要旨

京丹後市の所有財産である旧京都府老人休養ホーム久美の浜シルバーハウス（以下「本件建物」という。）は、平成14年11月19日に京都府から旧久美浜町が払下げを受けたものである。本件建物の敷地は宗教法人C神社から有償で借り受け、本件建物自体は株式会社D社（以下「D社」という。）との間で、使用貸借契約書（無償譲渡特約付）（以下「使用貸借契約」という。）が締結され無償貸与されている。

本件建物の無償貸与は違法または不当に貸付料の徴収を怠るものであり、使用貸借契約に基づいて本件建物をD社に譲渡すれば、固定資産税を徴収できるにも関わらず、長年に渡って無償譲渡を実現するための手立てを取らないことは、違法または不法に財産の管理を怠るものである。

以上のことから、京丹後市は本件建物の無償譲渡を実現するため、借地権譲渡承諾に代わる許可の裁判を裁判所に提訴することの請求、加えて借地権譲渡承諾に代わる許可が確定するまでの間、本件建物に係る固定資産税相当額

の賃料をD社に請求することを求めているものと解されます。

2 請求書の補正

本件請求書に請求人らの主張に対する添付書類の関連付けの補正及び添付漏れの書類の提出を求め、令和6年4月30日に補正書類が提出され受理しました。

3 受理できない理由

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財産の管理を怠る事実等の違法・不当な財務会計上の行為等があると認められるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できる旨を規定しています。本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る行為によって、当該団体に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合において、当該行為の執行を防止・是正するのが趣旨であります。

したがって、住民監査請求は、当該団体に財産的損失を与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象となる行為には該当しません。

最高裁第一小法廷の平成6年9月8日判決(平成6年(行ツ)第97号)は、「たとえ違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にない行為は、住民監査請求の対象には該当しない。」としています。

今回の住民監査請求は、無償貸与の状態が現在も続いていることは、市有財産の管理を違法若しくは不当に財産の管理を怠る行為とし、無償譲渡が実現されれば本件建物は固定資産税の課税対象となり、税収を得ることができることから市に損害を与えているとしていますが、本施設の無償貸付の期間については、本件契約の第6条により当初契約締結の日から5年間となっていたものが、第7条第2項により期間更新され、現在まで無償貸付の契約が継続

しています。したがって、本施設は市有財産のままであり、固定資産税の課税対象には、該当していません。

以上のことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させることを目的とした住民監査請求の対象となるものでなく、法第242条第1項の要件を満たしていないため、本件請求を却下します。